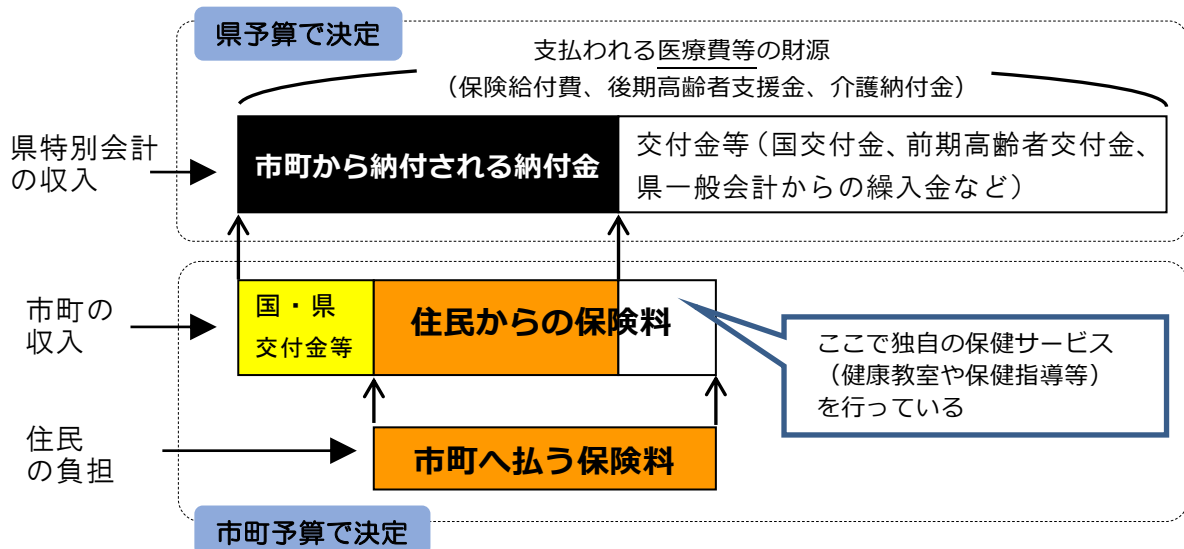


令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定について

1 国民健康保険事業費納付金算定の考え方について

市町が県に納付する令和4年度の納付金について、令和3年12月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、診療報酬改定、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

（納付金と保険料（税）の関係図）



納付金の算定については、令和4年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減など、厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定するものです。

具体的には、保険給付費等総額の支払に必要となる額から国や県からの交付金等の納付金以外の収入を控除し、最終的に市町から納付される額を算定します。

本県においても、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することにより被保険者や医療費が減少すること、及び診療報酬のマイナス改定を反映し、**令和4年度の国民健康保険事業に係る保険給付費の伸び率は▲6.03%の減少を見込んでいます。**

但し、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えがあった令和2年度の医療費については、特別な事情によるものと判断し、推計には反映していません。

なお、**平成30年度からの制度改正を原因とした負担増が発生している市町については、国と県が補てんを行うこと**としていますので、納付金の増減は、各市町における医療費の増減や被保険者数の増減および年齢構成の変動等を原因としたものとなります。

2 令和4年度における納付金の算定結果について（別表5、別表6）

保険給付費の伸び率は▲6.03%の減少を見込んでおり、また、前期高齢者交付金560億3,211万円（▲約62億円減）、制度改正を原因とした負担増に対する国と県が行う補てん6億546万円の公費の交付や財政安定化基金（特例基金）25億6,155万円（激変緩和分1億6,556万円、決算剰余金分23億9,598万円）の活用により、各市町が負担する納付金は432億8,383万円（▲30億1,270万円 ▲6.51%の減）となっています。

各市町別では、すべての市町において令和3年度に比べて納付金の負担が減っていますが、医療費や被保険者数の減少幅がそれぞれ異なることから、減少率に差異があります。

各市町においては上記の納付金をベースに、国と県の交付金（県全体で約61億円を想定）や基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、住民からの保険料（税）を算定していくこととなります。

※ 財政安定化基金（特例基金）の活用（25.6億円）による納付金の減額

① 激変緩和分（1.6億円）

- ・ 制度改革の激変緩和策として国費により造成。基金総額：4億770万円
- ・ 令和3年度納付金算定時からの激変緩和額の減少額1.6億円に対応。
（残額2.4億円は令和5年度納付金算定時に活用予定）

② 決算剰余金分（24億円）

- 前期高齢者交付金が、前年度から大幅に減少（▲約62億円）することへの対応。
- ・ 令和2年度前期高齢者交付金の精算による返還額14.5億円。
- ・ 令和2年度の保険給付費等の減少による剰余分を活用。（9.5億円）

3 標準保険料率（別表7）

国保の保険料は、市町村ごとに年齢構成や所得水準に差があること、保険料の算定方法が異なることから、他の市町村の保険料水準との比較は困難となっています。したがって、標準的な住民負担の「見える化」を図る観点から、県内統一のルールに基づき算定した標準的な保険料水準を示すこととされています。

4 今後の予定

今後、令和4年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。